

## ■外国証券情報■

東海東京証券作成  
作成日： 2025年5月16日  
管理コード： OL107-1-202505

### <1.発行者情報>

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) 発行者の名称:              | IBM<br>International Business Machines Corporation |
| (2) 発行者の本店所在地:           | 外国会社報告書をご参照ください                                    |
| (3) 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年: | ニューヨーク州法、株式会社、1911年                                |
| (4) 決算期:                 | 外国会社報告書をご参照ください                                    |
| (5) 事業の内容:               | 外国会社報告書をご参照ください                                    |
| (6) 経理の概要:               | 外国会社報告書をご参照ください                                    |
| (7) 保証を行なっている親会社に関する事項:  | 該当なし   |

<外国会社報告書の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

URL: <https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

<発行者またはこれに準ずるものにより公表されているホームページ>

URL: <https://www.ibm.com>

### <2.証券情報>

- |                     |                                     |
|---------------------|-------------------------------------|
| (1) 有価証券の種類及び名称:    | IBM発行 2030年2月10日満期 4.800% 米ドル建無担保社債 |
| (2) 発行地及び上場・非上場の区分: | グローバル市場、非上場                         |
| (3) 発行日:            | 2025年2月10日                          |
| (4) 発行額:            | 10億米ドル (2025年2月現在)                  |
| (5) 利率及び利払金の決定方法:   | 年率4.800%(30/360,unadjusted)         |
| (6) 利払日:            | 初回2025年8月10日、以降毎年2月、8月の10日(年2回)     |
| (7) 償還期限:           | 2030年2月10日                          |
| (8) 償還金額及び償還金の決定方法: | 額面金額で満期償還。                          |

加えて、発行者は下記金額に当該期限前償還日までの経過利息を付した金額で、本債券の一部または全部を、発行者の任意で期限前償還することができる。

①2030年1月10日までは、下記(i)(ii)のいずれか高い方の金額

(i)償還日までの元利金の合計(ただしこの場合においては2030年1月10日を償還日と仮定するものとする)を同年限の米国債利回り+0.10%で現在価値に割引いた金額から当該期限前償還日までの経過利息を差し引いた金額

(ii)額面金額

②2030年1月10日以降は、額面金額

- |                       |                                     |
|-----------------------|-------------------------------------|
| (9) 受託会社又は預託機関:       | DTC、ユーロクリア、クリアストリーム                 |
| (10) 担保又は保証に関する事項:    | 無担保、無保証                             |
| (11) 他の債務との弁済順位の関係:   | 本債券は、発行者のすべての無担保・非劣後債務と同順位に位置づけられる。 |
| (12) 発行、支払及び償還に係る準拠法: | ニューヨーク州法                            |

<3.証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第十五条第一項各号に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容>

該当なし

※本情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令に従って作成されたものであり、当該証券に関する完全な情報が記載されているものではありません。